

物品の購入等に係る契約に関する公開見積合せについて

第1 公開見積合せの実施

- 1 寝屋川市が発注する物品の購入及び借り入れに係る契約に関し、公開見積合せを実施する。
- 2 公開見積合せとは、見積書を徴する者を特定せず、案件を公開して、所定の参加資格を有する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法をいう。

第2 対象案件

公開見積合せの対象とする案件（以下「対象案件」という。）は、総務部契約課が担当する予定価格（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）が150万円以下の物品の購入及び80万円以下の物品の借入れとする。

第3 参加資格

公開見積合せの参加資格は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 寝屋川市の競争入札参加資格者名簿において、当該案件で指定する品目に登録されていること。
- (2) 寝屋川市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない（されていない）者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない（されていない）者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、仕様書で定める資格を有していること。

第4 仕様書等の公表

対象案件に係る仕様書等は、毎月第2火曜日（祝日の場合は翌営業日）にホームページで公表するとともに、総務部契約課において閲覧に供する。

第5 質問及び回答

- 1 見積参加者は、仕様書等について質問がある場合には、書面で質問を行うものとする。
- 2 質問に関する回答は、ホームページで公表する。

第6 同等品の申請及び回答

- 1 同等品による見積参加者は、あらかじめ、同等品申請書及びカタログ等を総務部契約課に提出し、同等品であることの確認を受けるものとする。
- 2 同等品の申請に関する回答は、ホームページで公表する。

第7 見積書の提出

- 1 見積参加者は、見積書（原則所定の様式を使用し、次に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出するものとする。
 - (1) 見積者の所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名
 - (2) 見積年月日
 - (3) 見積金額
- 2 見積書は、郵送、電子メール又は見積箱への投函のほか、本市が指定する方法により提出するものとする。
- 3 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

第8 公開見積合せの取りやめ

対象案件の仕様に誤りがあるなどの理由により、見積合せを公正に行うことができないと総務部契約課長が認める場合その他天災等不測の事態が生じた場合には、当該公開見積合せを取りやめることができるものとする。この場合においては、直ちにその旨をホームページで公表する。

第9 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者が行ったもの
- (2) 所定の日時までに又は所定の方法により提出されないもの
- (3) 見積書に件名、見積金額その他の必要な事項を記載せず、又はその記載が明確でないもの
- (4) 指示された見積方法によらないもの又は一定の金額で価格を表示していないもの
- (5) 見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (6) 同等品とは認められないもの
- (7) 一の見積事項に対し2通以上の見積りをしたもの
- (8) 他の者の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした者に係るもの
- (9) 組合と当該組合のいずれかの組合員が同一の案件において行ったもの
- (10) 見積りに関し妨害又は不正の行為があったと認められるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、仕様書で定めた事項に違反したもの

第10 契約の相手方の決定

- 1 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって見積りをした者（以下「最低価格見積者」という。）を契約の相手方として決定する。
- 2 予定価格の制限の範囲内で、最低価格見積者が2者以上ある場合には、当該見積参加者にくじを引かせて最低価格見積者の順位を決定する。この場合において、当該見積参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該見積事務に関係のない寝屋川市の職員にくじを引かせる。
- 3 最低価格見積者の見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格見積者と価格交渉の上、契約の相手方を決定する。この場合において、最低価格見積者が2者以上いるときは、当該最低価格見積者による再度の見積書の徴取を行い、価格交渉の相手方又は契約の相手方を決定する。

第11 公開見積合せの成立

公開見積合せの見積参加者が1者以上である場合には、当該公開見積合せは成立するものとする。

第12 再度の公開見積合せ

- 1 公開見積合せの結果、契約の相手方が決定しない場合には、再度の公開見積合せを行うことができるものとする。この場合においては、第3(6)の参加資格（仕様書で定める資格）を変更することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、総務部契約課長が必要と認めるときは、再度の公開見積合せ以外の随意契約により、契約の相手方を決定することができるものとする。

第13 契約の相手方の決定の通知

契約の相手方を決定したときは、口頭又は書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）でその旨を通知する。

第14 公開見積合せの取下げ

総務部契約課長は、見積書の提出期限後であっても、契約を締結するまでは、公開見積合せを取り下げることができるものとする。

第15 公開見積合せの結果の公表

公開見積合せにより契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項についてホームページで公表するとともに、総務部契約課において閲覧に供する。なお、公表の期限は、契約を締結した日の翌日から翌年度の3月31日までの間とする。

- (1) 件名
- (2) 見積日
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び契約金額
- (4) 見積参加者の商号又は名称及び見積金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）